

兵庫県公報

平成22年12月16日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（都市政策課）	2
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	6

公布された法令のあらまし

●緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第41号）

雇用及び就業の機会の創出、くらしの安心の確保、子育て及び健康への支援、地域産業の再生等の事業の資金に充てるため、緊急雇用就業機会創出基金及び介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金の対象事業を追加するとともに、新たに地域づくり活動支援基金及びワクチン接種緊急事業基金を設置することとした。

●福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第42号）

本県における福祉のまちづくりの一層の推進が求められている状況を踏まえ、ユニバーサル社会づくりの視点を明確化し、特定施設について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）の基準適合義務の制度の活用及び整備状況の公表の義務付けにより整備基準の実効性の向上を図るとともに、県民の参画と協働による福祉のまちづくりを推進するため、次のとおり、所要の整備を行うこととした。

1 ユニバーサル社会づくりの視点の明確化

「高齢者等」の意義を改める。

2 特定施設の整備

(1) 特別特定建築物等に係る基準適合義務

ア 特別特定建築物等に係る基準適合義務について、法に定めるもののほか、法第14条第3項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物、別に定める建築の規模及び建築物移動等円滑化基準に付加する事項に関して必要な事項を定める。

イ アに関して、これらと同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における適用については、規則で定めるものとする。

(2) 条例に基づく手続と法に基づく手続との重複の解消等

ア 法令又は(1)アにより、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、特定施設の建築等の届出又は通知を要しないものとする。

イ アの届出又は通知を要しない特定施設の建築等であっても、当該特定施設の建築等の内容が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定施設の建築等をしようとする者に対し、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができるものとする。

(3) 整備状況に関する情報の公表

特定施設（規則に定める用途及び規模のものに限る。）の所有者又は管理者は、当該特定施設の整備状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。

3 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

(1) 利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営

ア 特定施設の所有者若しくは管理者又は建築等をしようとする者（以下「特定施設の所有者等」という。）は、当該特定施設が高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特定施設の整備及び運営について、当該特定施設の利用者に意見を求め、当該意見を尊重して、当該特定施設の整備及び運営をするよう努めなければならないものとする。

イ 特定施設の所有者等は、当該特定施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないものとする。

(2) 福祉のまちづくりアドバイザー

ア 知事は、福祉のまちづくりに関して識見を有する高齢者等及び福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画し、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができるものとする。

イ アドバイザーは、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営に関し、当該特定施設の利用者の立場に立って、点検し、助言を行うものとする。

ウ 知事は、特定施設の所有者等の求めに応じて、アドバイザーをあっせんすることができるものとする。

(3) 県民参加型特定施設の認定

知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、県民参加型特定施設として認定することができるものとする。

4 その他

規定の整備を行う。

●兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

兵庫県立篠山産業高等学校東雲校を独立させ、兵庫県立篠山東雲高等学校を設置することとした。

条 例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第41号

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表緊急雇用就業機会創出基金の項中「失業者」を「失業者等」に、「創出する」を「創出し、又は生活に必要な資金の貸与等自立した生活を支援するための」に改め、同表介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金の項中「の事業」の右に「並びに住民が共に支え合う地域社会の形成に資するための事業」を加え、同表に次のように加える。

地域づくり活動支援基金	地域社会の共同利益の実現のための活動を行う法人その他の団体の自立的な取組を支援するための事業
ワクチン接種緊急事業基金	市町が実施する子宮頸がんその他の疾病に係るワクチンの接種を支援することによりその実施を促進し、県民の疾病の予防に資するための事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第42号

福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の6」に、「第24条の2—第24条の8」を「第24条の7—第24条の13」に、「第4章 雑則（第34条—第37条）」を

「第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり（第33条の2—第33条の4）」に改める。
第4章 雑則（第34条—第37条）」

第1条第1項中「心身障害者」を「障害者」に改め、「低下した者」の右に「、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者」を加え、同条中第7項を第9項とし、第6項を第

8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 この条例において「特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であつて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第16号に規定する特定建築物をいう。

7 この条例において「特別特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であつて、法第2条第17号に規定する特別特定建築物をいう。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、法令又は第24条の3から第24条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。

第16条中「前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定施設」を「特定施設の建築等の内容」に、「当該届出をした者」を「当該特定施設の建築等をしようとする者」に改める。

第21条第1項後段を削り、同条第2項中「前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る特定施設」を「国等が行う特定施設の建築等の内容」に、「当該通知をした国等」を「当該国等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、当該国等は、当該特定施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。ただし、法令又は第24条の3から第24条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。

第3章第1節の2中第24条の8を第24条の13とする。

第24条の7第1項中「第24条の4」を「第24条の9」に改め、同条を第24条の12とする。

第24条の6を第24条の11とし、第24条の2から第24条の5までを5条ずつ繰り下げる。

第3章第1節中第24条の次に次の5条を加える。

（情報の公表）

第24条の2 特定施設（規則で定める用途及び規模のものに限る。）の所有者又は管理者は、当該特定施設の整備状況に関する情報であつて規則で定めるものをインターネットの利用その他の規則で定める方法により公表しなければならない。

（特別特定建築物等に係る基準適合義務）

第24条の3 特別特定建築物（次条に規定する特定建築物を含む。第24条の6第2項において同じ。）に係る基準適合義務については、法第14条第1項及び第2項に定めるもののほか、次条から第24条の6までに定めるところによる。

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第24条の4 法第14条第3項の規定により特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物及び同条第5項の許可を受けた仮設建築物を除く。）とする。

- (1) 学校（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第5条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 事務所（政令第5条第8号に掲げるものを除き、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 共同住宅又は寄宿舎
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるものを除く。）
- (5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（政令第5条第11号に掲げる運動施設を除く。）
- (6) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (7) 工場（床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）

（建築の規模）

第24条の5 法第14条第3項の規定により別に定める同条第1項の建築の規模は、別表第1の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模とする。

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第24条の6 法第14条第3項の規定により同条第1項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第2の左欄に掲げる建築物特定施設（法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項であつて規則で定めるもの（政令第11条から第23条までに規定するも

のを除く。)とする。

- 2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分に限り、適用する。
- 3 前2項の規定は、知事が、これらの規定による場合と同等以上に建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由によりこれらの規定によることが困難であると認めるときは、適用しない。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

（利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営）

第33条の2 特定施設の所有者若しくは管理者又は特定施設の建築等をしようとする者（以下この章において「特定施設の所有者等」という。）は、当該特定施設が高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特定施設の整備及び運営について、当該特定施設の利用者に意見を求め、当該意見を尊重して、当該特定施設の整備及び運営をするよう努めなければならない。

- 2 特定施設の所有者等は、当該特定施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならない。

（福祉のまちづくりアドバイザー）

第33条の3 知事は、福祉のまちづくりに関して識見を有する高齢者等及び福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画し、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

- 2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営に関し、当該特定施設の利用者の立場に立って、点検し、助言を行う。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、特定施設の所有者等の求めに応じて、アドバイザーをあっせんすることができる。

（県民参加型特定施設の認定）

第33条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。

第36条中「第24条の2から第24条の7まで」を「第24条の7から第24条の12まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 特別特定建築物に追加する特定建築物、法第14条第3項の建築の規模及び同項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項に関して、第24条の3から第24条の6までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第24条の5関係）

建築物	規模
1 学校	すべての規模。ただし、政令第11条から第21条まで及びこの条例第24条の6第1項の規定（以下この表において「基準規定」という。）のうち規則で定めるものを適用する場合には、規則で定める規模とする。
2 病院又は診療所	
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4 集会場又は公会堂	
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	

8 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設		
9 博物館、美術館又は図書館		
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗		
11 自動車教習所		
12 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
13 公衆便所		
14 公共用歩廊		
15 展示場	床面積の合計100平方メートル以上の規模。ただし、基準規定のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。	
16 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
17 ホテル又は旅館		
18 遊技場		
19 公衆浴場		
20 飲食店		
21 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗		
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		
23 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）		床面積（自動車の停留又は駐車のために供する部分に限る。）の合計500平方メートル以上の規模。ただし、基準規定のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
24 共同住宅		
25 寄宿舎		

備考 床面積、戸数又は室数とは、新築の場合にあっては当該建築物の床面積、戸数又は室数をいい、増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては当該建築物の増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積、戸数又は室数をいう。

別表第2（第24条の6関係）

建築物特定施設	事項
出入口	出入口の幅、戸又は扉の構造、点状ブロック等の設置その他の出入口の構造及び配置に関する事項
廊下等	廊下等の幅、表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は車いすが転回できる場所の設置その他の廊下等の構造及び配置に関する事項
階段	表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は標識の設置その他の階段の構造及び配置に関する事項

傾斜路	傾斜路の幅及び勾配、表面の仕上げ、手すり、踊場又は点状ブロック等の設置その他の傾斜路の構造及び配置に関する事項
エレベーターその他の昇降機	エレベーターの設置、かご又は乗降ロビーの構造、標識の設置その他の昇降機の構造及び配置に関する事項
便所	表面の仕上げ、便房、便器又は洗面器の設置及び構造、手すり又は標識の設置その他の便所の構造及び配置に関する事項
ホテル又は旅館の客室	車いすを使用している者が円滑に利用できる客室の設置、表面の仕上げ、便所及び浴室の設置及び構造その他のホテル又は旅館の客室の構造及び配置に関する事項
敷地内の通路	敷地内の通路の幅、表面の仕上げ、手すり又は点状ブロック等の設置その他の敷地内の通路の構造及び配置に関する事項
駐車場	車いすを使用している者が円滑に利用できる駐車施設の設置及び構造、標識の設置その他の駐車場の構造及び配置に関する事項
浴室等	表面の仕上げ、出入口の幅、手すりの設置その他の浴室等の構造及び配置に関する事項

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物（改正後の福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の4に規定する同法第2条第16号に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）又は修繕若しくは模様替え（修繕又は模様替えにあつては、同条第18号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、改正後の条例第24条の3から第24条の6までの規定は、適用しない。
- この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第24条の3から第24条の6までの規定は、適用しない。
(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。
本則の表79の部(1)の項中「(12)」を「(16)」に改め、同部(6)の項中「第21条第1項」を「第21条第2項」に改め、同部(7)の項中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改め、同部(8)の項中「第24条の4」を「第24条の9」に、「第24条の6」を「第24条の11」に改め、同部(9)の項中「第24条の5」を「第24条の10」に、「第24条の6」を「第24条の11」に改め、同部(10)の項中「第24条の7第1項」を「第24条の12第1項」に改め、同部(11)の項中「第24条の7第2項」を「第24条の12第2項」に改める。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第43号

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表中「兵庫県立篠山産業高等学校 篠 山 市」を「兵庫県立篠山産業高等学校 篠 山 市
兵庫県立篠山東雲高等学校 篠 山 市」
に改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。